

戸籍証明書等の請求書

広島県三次市長 様

申請日

年 月 日

本人確認書類をご提示ください。

請求者 (窓口に来られた方)	住所 (Address)
	電話番号 (Telephone)
	氏名 (Name)
	大・昭・平・令・西暦 年 月 日生 (Date of birth)

担当者記入欄 (担当:)
1点 ☐ 免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 旅券 ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他()
2点 ☐ 資格確認書(保険証) ☐ 年金手帳 ☐ 通帳 ☐ キャッシュカード ☐ 診察券 ☐ その他() ☐ 3号確認()

◆誰のどのような証明が必要ですか？ (担当:)

請求者から見た続柄	対象者の氏名	生年月日	
☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父母・孫 ↳ (例)父●●の父、子●●の子など ☐ その他 ()	☐ 請求者に同じ (ふりがな) 本 籍 ☐ 請求者の住所に同じ ☐ その他 ()	☐ 請求者に同じ 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日 筆頭者 ☐ 請求者に同じ ☐ 対象者に同じ	
	☐ 戸籍謄本(全部事項証明書) ☐ 戸籍抄本(一部事項証明書)【三次本籍のみ】	()通 ()通	450円
	☐ 除籍謄本 ☐ 改製原戸籍謄本	()通 ()通	750円
	☐ 戸籍電子証明書 ※同様の戸籍・除籍証明書と同時に申請する場合は手数料が不要です。 ☐ 除籍電子証明書	()通 ()通	400円※ 700円※
戸籍の附票	☐ 戸籍の附票の写し(☐ 全部 ☐ 一部)【三次本籍のみ】 ↳ 証明が必要な住所があればご記入ください。 () ↳ 必要な項目があれば☑をしてください。未記入の場合は省略して発行します。 ☐ 本籍・筆頭者 ☐ 在外選挙人名簿登録地	全部 ()通 一部 ()通	300円
そ の 他	☐ 身分証明書【三次本籍のみ】※本人以外は委任状が必要 ☐ 受理証明書(通常様式) ☐ 届書記載事項証明書 ☐ 届書等情報内容証明書 ☐ その他()	()通 ()通 ()通 ()通	300円 350円 350円 ()

●使用目的・提出先 () の手続きで ()に提出
●最近、戸籍の届出をした方はご記入ください。 ()年()月()日頃()市区町村へ()届出
●必要なものがわかりにくい場合は、こちらにご記入ください。 例)親子関係がわかる戸籍、出生から死亡までの連続した戸籍 など

※プライバシーの侵害等のおそれがある請求には応じられません。
※偽り、その他の手段により交付を受けたときは、法に基づき罰金に処せられます。

職員記入	本籍	副本	合計金額	Pay・d・au・iD・ク () 円
	戸 ×	戸 ×		
	改除 ×	改除 ×		

広域交付戸籍の請求にあたっての注意事項

1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。

窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。

（代理人の方は請求できません。）

請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

2. 本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。

3. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。

記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

4. 対象者

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。

記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。

請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には、広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16けたの数字）を発行します。

行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続きごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。